地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏洩時の措置に関する計画書

|  |
| --- |
| 　　年　　月　　日釜石大槌地区行政事務組合管理者　　　　　　　　　　殿　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 届出者住　所　　　　　　　　　　　　（電話　 －　　　　）氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 設　置　者 | 住　　所 | 　　　　　　　　　　　　電　話 － |
| 氏　　名 |  |
| 製造所等の別 |  | 貯蔵所又は取扱所の区分 |  |
| 設置の許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 設置場所 |  |
| 在庫管理に従事する者の職務及び組織 |  |
| 在庫管理に従事する者に対する教育 |  |
| 在庫管理の方法 |  |
| 危険物の漏れが確認された場合に取るべき措置 |  |
| その他必要な事項 |  |
| ※　　受　　　 付　　　 欄　　　　　　　　　　　 | ※　　備　　　　　　　　　考 |
|  |  |

備 考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　 　　２　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

　　 　３　※印の欄は、記入しないこと。

|  |
| --- |
| **危険物施設点検実施計画書** |
|  | 会　社　名 |  |  |
| 所　在　地 |  |
| 電　　　話 |  |
|  |

１　点検実施体制

　　　点検の実施にあたり、正・副の点検実施者を定め、点検が適正に実施される体制を整えなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　点検実施者（正）氏名：（　　　　　　　　　）

所長氏名：（　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　点検実施者（副）氏名：（　　　　　　　　　）

２　在庫管理の対象設備

　　　給油所における点検管理の対象設備を下記に記載する。

☆　地下タンク　　別紙のとおり

☆　漏えい検査管

№１　～　　　　№（　　　　　）　　合計本数：（　　　　　）本

３　点検実施体制へ関与する者への教育

　　　点検実施者に対し、下記の教育を実施するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対 象 者 | 実 施 時 期 | 内 容 |
| 点検実施者 | １回／年対象者が交代した場合は、随時 | ① 点検義務等に関する基本的事項　 ・点検実施計画書の意義・目的の理解　 ・点検管理に関する消防法の理解　 ・点検管理の対象となる設備の理解② 在庫管理の点検方法及び記入方法③ 漏洩検査管の点検方法及び記入方法④ 異常時の対応　 ・異常の判断基準の理解　 ・異常時対応手順の理解 |

４　点検方法

1. 漏えい検査管による確認に加えて、危険物の貯蔵又は取扱数量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、１週間に１回以上危険物の漏れを確認する。

（２）漏えい検査管の点検方法

　　・専用工具又はプライヤー等を使い、蓋を開ける。

　　・漏えい検査管内に3～5ｍ程度の金属製巻尺又は棒を挿入し、金属製巻尺等に油分が付着していないか、臭い又は目視で確認する。

（３）在庫管理の方法

　　①　在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、それぞれ下記の測定機器・器具を用いて行うこと。

☆　遠隔式液面計

　　　　　地下タンクに内臓された液面感知装置と屋内に設置された液面表示装置が有線又は無線で遠隔通信されている。屋内の液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測したデーターは、必要に応じプリントアウトして確認することができる。

☆　タンク直上式液面計

　　　　　地下タンク上部に設置された液面計測器の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測にあたっては、液面計が設置されているタンク上部マンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。読み取り誤差がでないように、必ず液面計の真上から計器の数値を確認すること。

☆　検尺棒

　　　　　・検尺棒は、タンクの容量に対して1/100以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。

　　　　　（例：10KLタンクの場合は、最小目盛り100Lで刻まれたものを使用する。）

　　　　　・タンク上部マンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下タンクの底板にあたるまで静かに挿入し、速やかに引き上げ、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を測定する。（なお、検尺棒の液面付近に油に反応（変色）する薬剤を塗布して計測するとより読み取りやすく、正確に計測できる。）

・ローリー荷卸し時や直後は、地下タンクの液面がゆれているので、在庫量の計測は行わない。

・在庫量の読み取りは、検尺棒に付着した油の位置を読み取ることとするが、付着した油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目測で目盛り間を10等分して読み取るようにする。

1. 庫管理は｢ＳＳ施設安全点検記録帳｣（石油連盟発行）の記入例に従い、同記録帳の｢地下タ

 ンク在庫と漏えい検査管点検｣表に記入すること。

５　異常の判断

（１）在庫管理時の異常

　　・週１回以上実施する在庫管理において著しい増減が発生した場合は異常と判断する。

　　　（異常の判断については、｢ＳＳ施設安全点検記録帳｣）12ページの｢記入例と開設｣中の事例

を参考に直前に在庫の累計増減率の異常を判断する基準を決めておいてください。

（２）漏えい検査管点検時の異常

　　・挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

・漏えい検査管から著しい油臭がするか又は挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認めら

たれた場合は異常と判断する。

６　異常時の対応

① 報　告　　　　　　② 依　頼

異常の疑い　　　　　　異常の判断　　　　　　　詳細検査

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④ 修理・取替

（点検実施者）　　　（所　長）　　　　　　　（専門業者）

　　　　　　　　　　　　　　　③ 異常箇所の特定　　　　　　　　　　申請　　　　　許可

　② 報　告

消防本部

① 点検実施施者は上記５．に記されている異常が疑われた場合は、速やかに所長へ報告する。

② 所長は、点検実施者から報告された｢異常の疑い｣が油漏えいによる異常であると判断された場

 合は、速やかに消防本部に報告すると共に、専門業者に詳細検査を依頼する。

③ 専門業者は異常箇所の特定を行い、所長へ報告する。

④ 所長は消防本部と相談のうえ、適切な修理・取替を計画し、申請・許可を受け、復旧工を実

　 施する。